

## 第5節 結語

以上、E C刊行の『障害者の統計データ集』のなかからイギリス、ドイツ（旧西ドイツ）、フランスの3カ国をとりあげ、就業・雇用関連の統計データを中心に整理、分析をしてきた。その結果、特殊教育学校や社会保障関係のデータはかなりあるが、就業・雇用関連の統計データは少ないことがわかった。障害者の就業・雇用を考察する上では、社会保障関係のデータはきわめて重要であるが、重複して受給している人がいるので、本稿の重要なテーマであった障害者の就業・雇用状態の把握には適さないため、今回は利用しなかった。分析の結果、以下のことがわかった。

1. 障害者総数、とくに雇用・就業と関連する労働年齢（国やデータによって多少異なるが16～64歳）の障害者数の把握には二つの方法がある。第1は、健常者を含む調査データのなかから障害者を操作的に把握する方法である。第2は、最初から障害者に対象を限定した調査から把握する方法である。最新の利用できる調査に限定すると、前者は、イギリスの「全国家計調査」、「労働力調査」、後者はイギリスの「成人障害者調査」、ドイツの「重度障害者調査」である。また、「障害者雇用割当制度適用者調査」も後者に含めることができる。これらに対して、イギリスの「職業生活障害者調査」は、職業生活障害者を対象として収集した調査の詳細なデータを、全国規模の数値に復元、他の健常者を含む統計との比較を可能にしているという点では両者の中間に位置づけることができる。

調査対象となる障害者の定義に関しては、イギリスにおいては、広い範囲で日常生活で活動制約をもつ人から把握している「全国家計調査」と、もう少し狭い範囲で仕事を行う能力の制約や I C I D H（国際障害分類）のディスアビリティ、あるいは職業生活障害をもつ人から把握している「労働力調査」、「成人障害者調査」、「職業生活障害者調査」の二つがあった。また、ドイツの「重度障害者調査」ではインペアメント、フランスの「障害者雇用割当制度調査」では仕事を行う能力の制約を重視した定義がされていた。そして、多くの調査は、慢性的な疾病や障害の持続期間を定義のなかで限定しているが、イギリスの「労働力調査」のようにその限定がない場合、障害者数が多くなっていた。

労働年齢の障害者総数は、イギリスでは「成人障害者調査」(85年、16～59歳)が193万人、「職業生活障害者調査」(89年、16～64歳(女性は59歳))が285万人、「労働力調査」(86年、16～64歳(女性は59歳))が672万人で、調査によってかなりの差がみられた。ドイツでは「重度障害者調査」(87年、15～64歳、障害程度50%以上)が272万人であった。

2. 障害者の就業・雇用状況については、「障害者雇用割当制度」に關係なく広い範囲から

把握している調査と「障害者雇用割当制度」との関係で把握している調査の二つがあった。前者は、イギリスの「成人障害者調査」、「職業生活障害者調査」、「労働力調査」、ドイツの「重度障害者調査」であった。後者は、イギリス、ドイツ、フランスのすべてにあった。

障害者の就業者数は、イギリスでは85年の「成人障害者調査」で66万人、上記1.の障害者総数に占める就業者の比率（＝障害者就業率）は34.2%、「職業生活障害者調査」で99万人、就業率は34.7%であった。ドイツでは、87年の障害者の就業者は85万人、障害者就業率は31.3%であった。

障害者雇用割当制度の適用者（調査時点での就業者）は、イギリスでは10万人（1989年）で、80年以降減少傾向にある。障害をもつ就業者全体に占める適用者の比率はきわめて低い。ドイツでは77万人（88年）、その数は近年減少傾向にある。しかし、ドイツでは障害をもつ就業者全体に占めるその適用者の比率は92%ときわめて高い。フランスでは民間部門に限定されるが、適用者数は22万人（88年）である。87年の法改正によって、それ以前と比べ適用者は大幅に減少したが、90年には26万人と近年増加に転じている<sup>9)</sup>。

障害をもつ就業者の就業分野の特徴は製造業の比率でみることができる。イギリスの「職業生活障害者調査」（89年）では、その比率は10%（就業者全体の製造業比率は20.8%）であった。ドイツの「雇用割当制度適用者調査」（88年）の製造業比率は51.3%（就業者全体の製造業比率は34%）であった。フランスの「雇用割当制度適用者調査」（88年）の製造業比率は55.4%（就業者全体の製造業比率は24.6%）であった。ドイツ、フランスの障害をもつ就業者の製造業比率は、イギリスと比べきわめて高く、しかも、就業者全体の製造業比率と比べてもきわめて高いことが大きな特徴であることがわかった。

3. 一般的な市場競争的環境での雇用・就業に適さない障害者のために保護された環境で雇用・就業することを保護的就業（あるいは保護的就労）という。つまり、それは施設などで特別に配慮された保護工場をイメージしやすいが、賃金助成などのそれ以外の支援を含み、長期間の障害に対する配慮をしながら就業することを指す。しかし、そこでも労働市場での競争を完全に排除していないことに留意する必要がある。そのこともあるって、イギリスの就業データには、これらの障害就業者を含めている。この保護的就業は、一般的雇用へ向かう準備としての職業リハビリテーションの一つとして位置づけることができる。サモイほか〔1993〕によると、EC加盟国では「保護された(sheltered)」という言葉を保護的就労施設の名称で用いているという。その内容は、イギリスやドイツでは一つの種類のシェルタード・ワークショップ(Sheltered workshop)であるのに対して、フランスで

は多様なタイプの施設があることを明らかにしている。そして、保護的就労施設の数と従事者数については、ドイツが14万人（施設数626）、フランス7万2千人（施設数1,210）、イギリス1万4千人（施設数222）とみている。

本稿でとりあげた統計データによる保護的就業者総数では、イギリスが90年に1万4千人（うち、レンプロイ公社が9千人）、ドイツが89年に11万4千人、フランスが87年に7万4千人であった。ドイツ、フランスでは、その数が近年増加傾向を示していた。そして、3カ国ともに、就業者は男性が女性よりも大幅に上回っていた。イギリスでは、レンプロイを除く保護的就業者は、40歳未満が50%、また、「職業生活障害者調査」ではD R Oによる職業能力評価で「一般的雇用」と評価された人が3割もいた。障害種類別では、「(イギリスでは)身体障害者は、すべてのワークショップで最大のグループを形成している。レンプロイ工場には他のワークショップと比較して、精神薄弱者や感覚障害者の数はかなり多い」（サモイほか [1993]）。「ドイツでは、ワーク・ショップ協会の調査結果であるが、30歳未満が半数近く、障害種類では精神薄弱者が83%を占めていた。フランスでは、A P（CDTDを含む）とC A Tの就業者のうち、35歳未満が71.7%を占めていた。そして、労働関係施設の就業者総数のうち、64.3%が知的障害者であった。こうした保護的就労者数は、ドイツ、フランスでは、社会的ケアや医療ケアを中心とするデイセンターのクライエント数と比べかなり多いが、イギリスでは逆にデイセンターのクライアントの数の方が多い」（サモイほか [1993]）。デイ・アクティビティを実施している収容施設や病院を含むデイセンターのクライアントの動向は、障害者の保護的就業を把握する上では無視しえないが、この点の概念整理及び統計整備はほとんどされていないのが現状である。

保護的就業については、障害者の就業・雇用の枠組みでいかにとらえるかが大きな政策的研究課題として残されている。有力なヒントの一つは、サモイほか [1993] にある。そこでは「E Cの政策の出発点は、就労へのアクセスの機会を公正にするという原則（E C協議会勧告、1986年7月24日）である。保護的就労は障害を持つ人の就職市場における機会を増大するための選択肢の一つなのである。従って、各加盟国は、保護的就労システムが障害を持つ人をわき道へ追いやることでなく、その原則の実現に貢献しているのかどうかを検証すべきである」としている。もう一つは、日本の研究で、館暁夫・岡上和雄 [1995] である。そこでは、精神障害者を対象とした調査結果から、障害者の生活能力と労働能力の2次元からみた多様な就業タイプを描くことに成功している<sup>10)</sup>。

4. 失業障害者については、統計データによって年齢区分が異なるので正確な数値は出せないが、本稿では1つの試算をしてみた。イギリスの「障害者調査」(85年)では、16～

64歳の失業者総数は29万人である。年齢は不明であるが、障害者で報酬をもつ仕事がある就業者総数は66万人、これをあわせた労働力人口は95万人である。16～59歳の障害者総数193万人に対するその労働力人口の比率（＝労働力率）は49.2%である。そして、労働力人口に対する失業者の比率（＝失業率）は30.5%である。

イギリスの別の調査である「職業生活障害者調査」（89年）では、失業者総数は29万人である（このなかには積極的に職探しをしていない人を含む）。しかし、そのなかには1年以内に労働を希望する者（10万人）は含んでいない。職業生活障害者の就業者総数は99万人、これをあわせた労働力人口は128万人である。16～64歳層の職業生活障害者総数285万人に対する労働力の比率（＝労働力率）44.9%である。そして、労働力人口に対する失業者の比率（＝失業率）は、22.7%である。上記の1年以内に労働を希望する者10万人を失業者とみると、失業者総数は39万人となり、失業率は30.5%となる。

ドイツの「失業障害者調査」（89年）の失業障害者数は12万人である。この障害者には、障害程度50%以上の障害者とそれと同等の状態にある登録者を含む。「障害者雇用割当制度適用者調査」の障害者就業者総数84万人（88年、制度適用者以外の推計人数を含む）、これをあわせた労働力人口は96万人である。「重度障害者調査」（87年）の15～64歳の障害者総数272万人に対する労働力人口の比率（＝労働力率）は35.3%、労働力人口に対する失業者の比率（＝失業率）は12.5%である。

そして、イギリスとドイツの統計データでは、健常者を含む全体の失業者の状態と比較することが可能であるが、失業障害者の年齢構成をみると、失業障害者は45歳以上の中高年齢層の割合が高くなっていることがわかる。また、女性の失業者が少ないことが注目される。

フランスの「失業障害者調査」（89年）の失業障害者数は5万人である。このなかにはいろいろなレベルの失業を含んでいるが、「とくに定めがない期間のフルタイムの仕事をすぐに探している人」に限定すると、その比率は、障害失業者全体の86.1%を占め、ほとんどが深刻な失業状態にあることがわかる。

障害者の失業については、障害者が現在の就業・雇用状況や所得保障制度のなかで労働力とはならず、非労働力となっている部分がかなりあることを考慮しなければならないだろう。こうした点から、上記の失業率は実際はもっと高い数値であると十分予想することができる。障害者の失業指標については、より実態を反映させるためにも、イギリスの

「職業生活障害者調査」が試みている「1年以内に労働することを希望している人」などの新しいカテゴリーを検討することも必要となろう。

5. 以上、障害者の就業・雇用関連統計データをいろいろ検討、分析してみたが、障害者の就業・雇用状態をマクロの視点から総合的に把握している最新のデータは、イギリスの雇用庁からの委託で S C P R が実施、報告書をまとめた「職業生活障害者調査」(89年、「S C P R 調査」、Prescott-Clark [1990]) であった。そこでは、調査対象を労働年齢の16～64歳（女性は59歳）に限定して、健康問題やインペアメントをもち、職業生活上で障害をもつ人を「職業生活障害者」(occupational disability)と操作的に把握して、マクロの人口との関連をもたせながら（サンプル調査を復元して全体でのウエイトを明らかにする）、「職業生活障害者」の就業・雇用・失業状態を詳細に明らかにしている。この調査は、調査方法を含め、職業生活場面での障害に注目したという点では、アメリカの労働力特別調査の「職業生活障害者」(work disability)と類似している（工藤正 [1994]）。

イギリスの労働年齢の総人口3,373万人（89年）に対して、健康問題やインペアメントをもつ人は21.5%（726万人）、それによって「職業生活障害」をもつ人は8.4%（285万人）、「職業生活障害」をもち経済活動をしている人（労働力人口）は3.8%（127万人）であった。ここでの経済活動をしている人のなかには、就業者99万人と失業者29万人が含まれている。さらに、そのカテゴリーとは別に「1年以内に労働することを希望している人」が10万人いることを明らかにしている。

就業者99万人のうち、雇用者は85%、自営業者は15%であった。自営業者は、雇用者と比べ、労働障害スコアが2倍と高く、長時間就業をしていることがわかった。障害をもつ就業者のホワイトカラー職業の割合は52%であった。健常者を含む就業者全体のホワイトカラー比率は54%なので、その点ではあまり差がなかった。しかし、ホワイトカラー比率は男性では34%と女性の52%よりもかなり低く、性差の方が大きかった。別の職業分類（K O S 分類）でも、障害者の男女差が大きいことが確認できた。すなわち、女性は「事務とその関連」(Clerical & related)が26%、「サービスなど」(Catering etc.)が26%、と両者をあわせて半数以上にも達する。これに対して男性は、その二つの職業では18%しか就業しておらず、いろいろな職業に分散している。健常者を含む就業者全体と比べると、職業生活障害者は「専門職とその関連」がとくに低くなっている。

職業生活障害者の従業先の産業についてみると、製造業の就業者比率が障害者で10%であるのに対して、健常者を含む全体のその比率は20.8%と大きな差異がみられた。また、

職業生活障害者の従業先の企業規模では、20人未満規模が35%、20～999人規模が12%、1000人以上規模が40%と、2極に分化しているのが特徴である。1944年の「障害者（雇用）法」では、障害者雇用割当制度で雇用者20人以上規模の企業は、雇用者全体の3%を登録障害者に割当てなければならないことが法的に義務づけられているが、この調査結果からは、その法的規制がない雇用者20人未満に、職業生活障害者の35%が就業していることがわかった。実際、職業生活障害をもつ就業者のうち、障害登録グリーンカード（valid Green Card）の保有者は13%にすぎなかった。

D R O（障害雇用専門官）105人の協力によって実施された職業生活障害者の障害登録可能性についての評価では、就業者99万人のうち87%と多くが障害者登録が可能な障害者で、登録セクションI（一般的環境での就業が適当）が59%、セクションII（保護的環境での就業が適当）が27%であった。残りの14%は、登録可能性がない就業者であった。イギリスの障害者雇用登録や障害者雇用割当制度が政策意図とは別の展開をしており、大きな問題を抱えていることが調査結果から明らかにされていた。

就業者99万人のうち、一般的環境で就業している人は95%、保護的環境で就業している人は3%、不明が2%であった。労働障害スコアでは一般的環境と保護的環境での就業者の間で差異はみられなかつたが、日常生活障害スコア（O P C Sスコア）ではその差異が大きかつた。また、イギリスでは、障害登録のセクションIIが保護的環境での就業が適当とみられているが、D R Oの評価では、現在、保護的環境で就業している人のうち28%がセクションI（一般的環境での就業が適当）と評価しているという、ここでも政策意図と実態との乖離が明らかにされた。

注：

- 1) 1991年末にマーストリヒトで欧州連合条約が合意されるまでの社会政策の歴史をソーシャル・ヨーロッパとソーシャル・パートナーに焦点をあてまとめたものとして、恒川謙司 [1992] がある。また、労働関係・社会保障制度の視点からソーシャル・ヨーロッパについて調査したもののとして、佐藤進 [1993] も参照。本章の参考とするため、そこで掲載されている障害者雇用割当制度のEC各国の雇用率(92年)みると、下記の通りである。さらに、障害者の職業生活への統合をとりあげた報告書であるEC [1992a] やECを含む15カ国の障害者政策の比較研究であるLunt N. [1993] など無視できない文献がある。本稿ではとくに障害者の就業・雇用関連統計に注目したので、これらの文献についてはあまりふれず、近日中に別の機会にまとめてとりあげる予定である。

E C の障害者雇用割当制度の雇用率		(1992年)
国		割当雇用率
イタリア	ア	15%(1991)
フランス	ス	6%
ドイツ	ツ	6%
オランダ	ダ	3~7%
イギリス	ス	3%
スペイン	ン	2%
ギリシャ(部門)		2%
ルクセンブルグ		2%
日本		

E.C., The Regulation of Working Conditions in the member States of the European Community (1992) P.13.

資料出所：佐藤進 [1993]

なお、本稿と関連するイギリス、ドイツ、フランスの障害者の就業状況については、EC [1992a] が表で、下記の通りまとめている。しかし、本稿で利用したデータ、分析結果と若干異なる点があるので留意されたい。

イギリス、ドイツ、フランスにおける人口全体と障害者の就業状況

	ドイツ	フランス	イギリス
人口(百万人, 1986年)	61.0	55.4	56.7
有給就業者数(百万人)	25.8	21.5	24.5
対人口比%	42.2	38.8	43.3
失業率(1986年)	6.4	10.4	8.7
障害者数(百万人)	5.1 '88年登録者	1.83 '81年推計	6.2 '88年推計
対人口比%	8.5	3.3	9.1
労働年齢(16~65歳)の障害者数	2.7百万人 '88年登録者	930,000 '81年推計	1百万人 '90年推計
有給就業の障害者数	821,000 '88年登録者		850,000 '90年推計
失業障害者数	130,000 '88年登録者	40,000 登録者	210,000 '90年推計
障害者の失業率	13.6%		19.5%

資料出所：E C [1992a]

- 2) 1944年の「障害者（雇用）法」(1958年一部改正)では障害者を「傷害・疾病（器官の不完全な発達によって生じる身体的ないし精神的状態を含む）または先天的障害（deformity）のために、その年齢、経験および資格に適するはずの職業につき、それを維持すること、またはそれに適する自営業を営むうえにおいて相当な不利益を被っている者」と定義し、この定義に該当する障害者のうち、その障害が6カ月以上継続するものと雇用大臣が認定する者について、公共職業紹介機関であるジョブセンターへの任意登録制度を設けている（松井亮輔 [1987]）。
- 3) 「企業内保護的就労制度の枠組みのなかで、1985年から1990年までに6,500人が雇用の場を得た。この制度は、ワークショップ運営よりも、経費が少なくて済む。その結果、最近出された政策文書では、ワークショップと企業内保護的就労制度で提供される職場数について、後者を増やすべきであるとの勧告がなされた。／二つの制度の対象者グループが同じかどうかには、議論の余地がある。二つの制度の対象者の障害の種類から判断すると、それは全く異なっている。つまり、企業内保護的就労従業員の42%は精神薄弱者であるのに対し、ワークショップ従業員の場合、その割合は16%に過ぎないのである。対象者グループについて労働障害の面で差異があるかどうかは明らかではない」（サモイほか [1993]）

- 4) 「法的なサービスの受給資格として規定される障害は、身体的な変則性や精神力の弱さや情緒的障害のために社会に編入されることが非常に困難である状態で、かつその状態が一時的でなく6カ月以上に及ぶ場合をいう。さらにそのような状態に陥るおそれのある場合も、障害のおそれのある状態と同様に取り扱われる。／障害の程度は従来稼得能力の減退の程度をもって表してきたが、1986年の重度障害者法の改正以後、稼得能力という表現をやめて単なる障害の度合いとして、最も重いものを100%として10段階で表すことになった。それによると障害度数30~50%を軽度障害、50~100%を重度障害とする。最重度の障害とは、全盲や四肢欠損や麻痺や重度の精神発達遅滞や、重い精神障害のために常時介護を要するものをいう」（春見静子[1989]）
- 5) ドイツの保護的就業に関する基本方針は、サモイほか[1993]によれば、つきの通りである。「一般的には、1974年重度障害者法（86年改正）で障害者の雇用についての規定が設けられ、＜障害者ワークショップ＞に関する条項が導入された。フランスと異なり、ドイツ連邦共和国は単線型のワークショップのあり方を選択した。これは、一方で労働と生産に重点をおくワークショップ、他方でセラピー（作業療法）、指導ならびに社会的統合に重点をおくワークショップという2種類のワークショップをつくるないということを明確に意図したものであった。1974年重度障害者法は、障害者ワークショップはそのような役割の全てを＜一つ屋根の下＞におくべきであると定めている」「1980年8月13日付の重度障害者法施行規則＜障害者ワークショップ規則＞では、障害者ワークショップの業務と組織について、より詳細に規定している。障害者ワークショップは、独立の施設である場合もあれば、障害者ホームや企業などの他の組織の自治的な部門である場合もあり、公共団体、民間団体のいずれによっても設立できる。実際問題として、設立主体の大部分は民間団体である。一つの障害者ワークショップには、明確に区分された担当地域の中で募集された最低120人の従業員がいなければならない。各障害者ワークショップには三つの部門がある。それは、評価部門、職業訓練部門、生産部門である。このうち、職業訓練部門と生産部門は、同じ場所に置かれてはならない」。
- 6) 87年の「障害労働者雇用法」の改正内容及び割当雇用の実績値（1988~1990年）については、大曾根寛[1994]を参照。それによると、87年の法改正によって、障害者雇用割当制度の適用労働者数は1990年には26万人である。その内訳は、労災被災者が55%、COTOREPによって認定された障害者が32%、障害年金受給者が8%、傷痍軍人などが6%であった。法改正以前の86年には、適用労働者数は51万人で、その内訳は、労災被災者が79%、COTOREPによって認定された障害者が15%、障害年金受給者が0%、傷痍軍人などが7%であった。この2時点の比較をみても、同法の改正が大きいものであったことがわかる。

- 7) C A Tは労働能力が通常の3分の1に満たないことが要件となるが、労働上の障害カテゴリーA（軽度障害）、B（中度障害）、C（重度障害）の三つの区分とどのように関連するのかは明らかにされていない（サモイほか [1993]）。
- 8) 「C A Tの数はA Pの数をかなり上回り（C A Tの990ヶ所に対してA Pは210ヶ所）、また、C A Tの定員の数は極めて多い（A Pの7,000人に対して、C A Tは64,875人）。また、C A Tの対象者層の90%が就労しているのに対して、A Pの対象者層の就労率はそれを10%下回っている。この就労率の相違は、これら2種類の施設に求められる経営と労働条件が異なることの望ましくない副作用として理解されている。すなわち、C A Tの経営者はA Pの経営者よりも経済的リスクがずっと少ないということである。また、障害者（もしくはその親）にとって、C A Tでの身分は心配が少ない。確かに、<賃金>は一般的にはA Pよりも大幅に低いのであるが、C A Tでは、障害者は最低所得を保証されているし、解雇されることはない。…… C A Tには利用者申請が殺到している。C A Tの人気が高い…」（サモイほか [1993]）。
- 9) 大曾根寛 [1994] の付録を参照。そこでは、87年法改正以降の3年間の民間企業における障害者雇用動向をデータをふまえて分析している。
- 10) 館暁夫・岡上和雄 [1995] で提起している多様な就業・生活タイプは、下記の通りである。

職業リハビリテーション環境からみた分類モデル

生 活 能 力 高	生活自立群 高生活自立・就労比該当型	授産施設・福祉工場群 要インテンシブケア型 高度安定度型	一般事務所群 要生活支援型 自立安定型
	要生活援助群 役割消失・自己管理困難型	作業所群 回復期待型 高度能力低下(高齢化)型 病状不安定・身体合併症型	障害モデル型就労群 フルタイム型 パートタイム型 フリータイム型
	施設内生活群 社会生活困難型	デイケア通所群 作業訓練・評価型 対人関係学習型	試験就労型 フルタイム型 パートタイム型 フリータイム型
	低	労 働 能 力	
資料出所：館暁夫、岡上和雄 [1995]			

## 文 献

- EC,1991,Disabled Person:Statistical Data,Vol.1:F.R.Germany,Greece,France,Luxembourg,  
Netherland,Portugal,"eurostat"
- EC,1992,Disabled Person:Statistical Data,Vol.2:Belgium,Denmark,Spain,Ireland,Italy, United  
Kingdom,"eurostat"
- EC,1992a,Requirement for the successful integration of disabled people into working life, CEDEFOP  
Document
- Lunt N.,Thornton P.,1993,Employment policies for disabled people - A review of legislation and serv-  
ices in fifteen countries -, U.K.Employment Department
- Prescott-Clark,P.,1990,Employment and Handicap,Social and Community Planning Research(SCPR)
- 出雲祐二, 1989, 障害者政策, 社会保障研究所編, フランスの社会保障, 東京大学出版会
- OECD／安井秀作訳, 1992年, OECD加盟国における雇用・職業リハビリテーション政策の動向, 雇  
用問題研究会
- 大曾根寛, 1988, フランスにおける障害者雇用政策の転換, 海外社会保障情報84, 社会保障研究所
- 大曾根寛, 1994, フランスにおける障害者就労の動向, 障害者職業総合センター, 障害者労働市場研究(1),  
障害者職業総合センター
- 工藤正, 1993, アメリカの人口調査からみた障害者の就業, 障害職業総合センター研究紀要2, 障害者職業  
総合センター
- 工藤正, 1994, 日本における障害者の就業, 障害者職業総合センター, 障害者労働市場研究(1), 障害者職業  
総合センター
- 工藤正, 1994, アメリカにおける職業生活障害者の就業, 障害者職業総合センター, 障害者労働市場研究  
(1), 障害者職業総合センター
- 佐藤進, 1993, ECの社会政策の現状と課題－労働関係・社会保障制度－, 全労済協会
- サモイ, ウタプラス (Smoy,E.,Wateraplas,L.) ,曾根原純ほか訳, 1993, EC諸国における障害者の保護  
的就労, ゼンコロ
- 澤邊みさ子, イギリスの職業紹介機関に関する考察, 障害職業総合センター研究紀要4, 障害者職業総合  
センター
- 障害者職業総合センター, 1991, OECD加盟国における障害者雇用・職業リハビリテーション政策の動  
向－各国編－
- 館暁夫, 岡上和雄, 1995, 精神障害者の職業リハビリテーション制度の現状と課題, 精神医学第37巻第1  
号

恒川謙司, 1992, ソーシャル・ヨーロッパの建設—EC社会政策とソーシャル・パートナー, 日本労働研究機構

春見静子, 1989, 障害者福祉サービス, 社会保障研究所編, 西ドイツの社会保障, 東京大学出版会

松井亮輔, 1987, 障害者福祉サービス, 社会保障研究所編, イギリスの社会保障, 東京大学出版会

安井秀作, 雇用率制度の動向, 障害者職業総合センター, 障害職業総合センター研究紀要2, 障害者職業総合センター

### ●本章の統計一覧

#### イギリス

- 表6-1-(1) 年齢別障害者数－全国家計調査88年と労働力調査86年－  
表6-1-(2) 年齢別障害者数－障害者調査（成人・児童）85年－  
表6-1-(3) 年齢別障害者数－職業生活障害者調査89年－  
表6-2 障害種類別障害者数－労働力調査86年－  
表6-3 年齢・障害種類別障害者数－障害者調査（成人・児童）85年－  
表6-4 年齢・障害程度別障害者数－障害者調査（成人・児童）85年－  
表6-5 障害の発生原因－職業生活障害者調査89年－  
表6-6-(1) 障害者の産業別就業－労働力調査86年－  
表6-6-(2) 障害者の産業別就業－職業生活障害者調査89年－  
表6-7 一般的環境での就業障害者数－労働力調査86年、障害者調査（成人）85年、障害者雇用割当制度適用者調査89年、職業生活障害者調査89年－  
表6-8-(1) 保護的環境での就業者数－保護的就業調査90年－  
表6-8-(2) 保護的環境での就業者数－職業生活障害者調査89年－  
表6-9-(1) 年齢別失業障害者数－労働力調査86年－  
表6-9-(2) 年齢別失業障害者数－障害者調査（成人）85年－  
表6-9-(3) 年齢別失業障害者数－職業生活障害者調査89年－  
表6-10 障害程度別失業障害者数－障害者調査（成人）85年－  
\*  
表6-11 職業生活障害者の経済活動状態  
表6-12-(1) 職業生活障害をもたらした疾病

表 6-12-(2)	職業生活障害者の障害種類
表 6-13	職業生活障害者の障害をもたらした疾病の発生年齢
表 6-14	職業生活障害者の労働障害スコア
表 6-15	職業生活障害者の障害登録の認知と登録状況
表 6-16	D R O による職業生活障害者の登録可能性の評価
表 6-17-(1)	職業生活障害者の現在の職業、従業上の地位
表 6-17-(2)	職業生活障害者の現在の産業、組織規模
表 6-18	職業生活障害者の雇用者と自営業者
表 6-19-(1)	職業生活障害者の保護的就業
表 6-19-(2)	一般的就業者と保護的就業者

#### ドイツ（旧西ドイツ）

表 6-20-(1)	年齢別障害者数－ミクロセンサス76年－
表 6-20-(2)	年齢別障害者数－重度障害者調査87年－
表 6-21	年齢・障害種類別障害者数－重度障害者調査87年－
表 6-22	障害程度別障害者数－重度障害者調査87年－
表 6-23	障害種類別障害の発生原因－重度障害者調査87年－
表 6-24	一般的環境での就業障害者数－障害者雇用割当制度適用者調査88年－
表 6-25	一般的環境での民間における産業別就業障害者数－障害者雇用割当制度適用者調査88年－
表 6-26	保護的環境での就業者数－保護的就業調査89年－
表 6-27	年齢別失業障害者数－失業障害者調査89年－
表 6-28	障害程度別失業障害者数－失業障害者調査89年－

#### フランス

表 6-29	年齢別障害者数－健康とメディカル・ケア調査80～81年－
表 6-30	障害種類別障害者数－健康とメディカル・ケア調査80～81年－
表 6-31	一般的環境での障害就業者数－障害者雇用割当制度適用者調査88年－
表 6-32	一般的環境での民間における産業別就業障害者数－障害者雇用割当制度適用者調査88年－
表 6-33	保護的環境での就業者数－労働関係施設における障害者調査87年－
表 6-34	労働関係施設の年齢別障害者数－労働関係施設における障害者調査87年－

- 表6-35 労働関係施設の障害種類別障害者数－労働関係施設における障害者調査87年－
- 表6-36 失業者総数－失業障害者調査89年－
- 表6-37 年齢別失業障害者数－失業障害者調査89年－
- 表6-38 障害程度別失業障害者数－失業障害者調査89年－

## あとがき

「障害者就業動向研究会」（座長：高田一夫一橋大学教授）は、平成4～6年度にかけて、以下の通り、10回開催された。研究会では研究メンバーどうしの議論と同時に外部から専門家を招いて報告をしていただき、その報告者をまじえての活発な議論もした。その成果は、昨年度刊行した『障害者労働市場の研究(1)』や『障害者労働市場の研究(2)』（本報告書）各論文の内容に反映されている。ご協力いただいた外部専門家の方々に対しては、ここであらためて謝意を表する。

第1回 平成4年11月6日 研究計画について

第2回 平成4年12月25日

テーマ 「フランスにおける障害者雇用政策の転換」

講師 大曾根 寛

愛知県立大学文学部社会福祉学科助教授

第3回 平成5年3月16日

テーマ 「アメリカにおける援助付き雇用の動向」

講師 小川 浩

神奈川県総合リハビリテーションセンター

神奈川リハビリ病院

職業前指導課主任技師

第4回 平成5年9月2日

テーマ 「外資系企業における障害者雇用」

講師 西嶋 美那子

日本IBM人事・人材管理次長

第5回 平成5年12月2日

テーマ 「第3セクター方式による障害者雇用」

講師 青木 俊明

(株)東京都データシステムズ総務部長

第6回 平成6年2月22日 研究成果の中間報告

第7回 平成6年8月30日

テーマ 「地域障害者職業センターの役割」

講師 上田 英典

障害者職業センター職業準備訓練課長補佐

第8回 平成6年9月30日

テーマ 「障害雇用政策の現状と課題」

講師 大澤 真紀子

労働省障害者雇用対策課障害者雇用専門官

テーマ 「職安における障害者職業紹介の現状と課題」

講師 鈴木 博之

船橋公共職業安定所統括職業指導官

第9回 平成6年12月19日

テーマ 「授産施設等の障害者福祉施設の現状と課題」

講師 久保 耕造

スペース96社長

第10回 平成7年2月3日

テーマ 「ドイツにおける障害者福祉と雇用」

講師 春見 静子

上智大学社会福祉学科教授

この研究会は、これで一応終了する。研究会の外部メンバーの方々には、活発な議論をしていただき、短期間のうちに各人2本づつの意欲的な論文を執筆していただいた。ここであらためて謝意を表する。

これまで日本における障害者の雇用・就業問題については、労働市場論の視点からの研究は少なかった。その点で今回の研究成果は、大きな貢献をしたと評価することができよう。障害者の雇用拡大や阻害要因などを説明・理解するための理論、労働市場の競争的環境のもとでの雇用・就業（「一般就労」）やいわゆる「福祉的就労」のマクロの実態や問題点、企業レベルでみた障害者の雇用管理、障害者の就業・雇用とも関連する所得保障などについては問題点の整理や基本的

分析はできた。また、日本と同じ経済発展段階にあり、同じような問題を抱えていることが十分予想できるアメリカやＥＣ諸国については、障害者の雇用・就業に関する統計調査の整理、分析を試みた。フランスについては、障害者雇用率制度や保護的就業、障害認定等の分析も行った。

とはいっても、日本においては障害者労働市場の研究は新しい分野ということもあって、残された研究課題は多くある。とくに、現在の障害者の雇用・就業の実態や問題に大きな影響を与えていたりする障害者の雇用・就業政策および制度、職業リハビリテーションサービスの内容やその効果、つまり、最適な政策・施策・制度の選択とその効果については、今回は十分な分析ができなかった。政策・施策・制度については国によって異なる面も多いが、そこには人類が解決すべき共通課題の多様な対応・工夫が含まれており、国際比較を含む政策研究は今後の重要な研究課題として残されている。

障害者労働市場の研究は社会科学の応用研究として、ノーマライゼーション理念の実現状態を、政策手段の検討を含め、障害者の労働市場への参加、「社会的統合」のスキームの分析から明らかにすることであろう。つまり、限られた資源の配分を方向づける政策的対応を含め、問題解決を市場にどこまでゆだねるのか、あるいは非市場的対応でどこまで解決するのかを明らかにすることであろう。それは、障害者の雇用・就業問題を中心としてみた新しい社会システムあるいは新しい労働市場の構築についての研究ともいえる。そして、日本における障害者の雇用・就業及び失業・非労働力状態に関する丹念な調査の実施及びその理論化の作業をこれまで以上に積み重ねていくことが、この研究の発展のためにはぜひとも必要である。

調査研究報告書 No.12

障害者労働市場の研究(2)

---

編集・発行 日本障害者雇用促進協会  
障害者職業総合センター◎  
〒261 千葉市美浜区若葉3-1-3  
TEL 043-297-9024

発 行 日 1995年10月

---

印刷・製本 毎夕印刷株式会社